

参考配布

平成 22 年 9 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 鈴木 英二郎

主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美

課長補佐 大谷 真司

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

## 労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、新潟労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、新潟労働局が配布した資料です。

厚生労働省  
新潟労働局発表  
平成22年9月28日

	職業安定部需給調整事業室	
担当	室長	平田 修一
	係長	村井 千晴
	電話025-234-5930	

### 特定労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

新潟労働局（局長：吉松美貞）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分特定労働者派遣元事業主

名 称 有限会社 井澤商事  
代表者職氏名 代表取締役 井澤 茂  
事業所の所在地 新潟県上越市大字福橋1117-1  
届出に関する事項 届出年月日 平成16年9月21日  
届出番号 特15-300034

#### 第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(改善命令の内容は下記第4のとおり)

#### 第3 処分理由

- 1 有限会社井澤商事（以下「井澤商事」という。）は、職業安定法第44条の規定に違反し、違法な労働者供給事業を行っていたもの。

#### (具体的内容)

井澤商事は、平成20年12月から平成22年3月までの間、自己の雇用する労働者を、職業安定法第45条に基づいて厚生労働大臣より労働者供給事業の許可を受けている労働組合Aに加入させ、あたかも労働組合Aが適法に組合員をB社へ供給しているように偽装しつつ、B社の指揮命令の下で、港湾運送業務に従事させていたが、実態は違法な労働者供給を行っていたもの。具体的には井澤商事がB社から直接労働者供給依頼を受け、自ら供給する労働者の人数、人選、役割分担、その他調整等を行っていたこと。

- 2 井澤商事は、いわゆる偽装請負を行うことにより、労働者派遣法の各規定に違反して業務を行っていたもの。

(具体的内容)

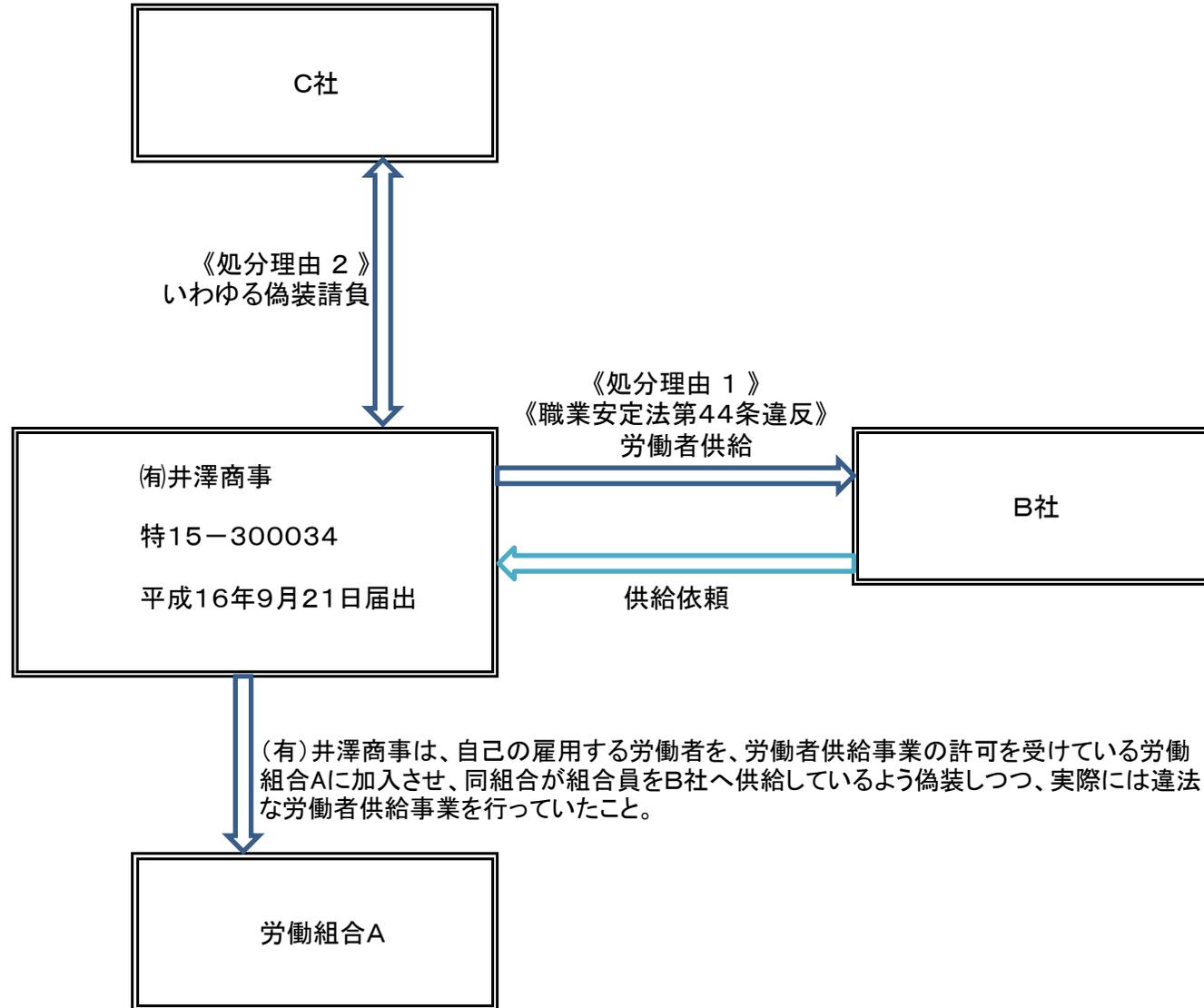
井澤商事は、平成20年2月から平成22年3月までの間、C社との間で締結した作業請負と称する契約に基づき、自己の雇用する労働者を、荷詰等の作業に従事させていたが、その実態はC社の指揮命令の下でこれを行っていたものであり、

- ① 労働者派遣法第26条第1項に違反して、C社との間で、労働者派遣契約を適正に定めて、法定事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同法第32条第2項に違反して、派遣労働者として雇い入れた労働者以外の労働者に対し、あらかじめ、労働者派遣の対象とする旨を明示して、その同意を得ず、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、あらかじめ労働者派遣に係る派遣労働者に対し、書面の交付等により、法定事項を明示せず、
- ④ 同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間に制限がある業務について、派遣可能期間の制限を超えて役務を提供し、
- ⑤ 同法第35条の2第2項に違反して、派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降、労働者派遣を行わない旨を通知せず、
- ⑥ 同法第37条に違反して、派遣元管理台帳を作成し、法定事項を記載しないまま、労働者派遣事業を行っていたこと。

#### 第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 上記第3の1及び2に係る職業安定法及び労働者派遣法違反について、労働者の雇用の安定を図る為の措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
- 2 井澤商事において、平成22年9月28日現在、派遣、請負、出向、委託等名称を問わず、締結している契約について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
- 3 上記第3の1及び2に係る職業安定法及び労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 4 職業安定法、労働者派遣法ほか労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、確実な方法により、法令等の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## 有限会社井澤商事の事案の概要図



## 参 考

### ○職業安定法（抄）

#### 第1章 総則

##### （定義）

#### 第4条

6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

#### 第3章の3 労働者供給事業

##### （労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

##### （労働者供給事業の許可）

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

#### 第5章 罰則

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第44条の規定に違反した者

## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（抄）

### 第1章 総則

#### （用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

### 第3章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

#### （契約の内容等）

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣労働者であることの明示等)

### 第32条

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の前1月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が1箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業を

する場合における当該労働者の業務

#### 第4章 雑則

(指導、助言及び勧告)

第48条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第5章 罰則

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(抄)

(権限の委任)

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法49条第1項及び第2項の規定による命令